

第9次岡山県保健医療計画案について

1 計画の趣旨及び性格

医療法第30条の4第1項に基づき、都道府県が策定する医療計画であり、県民の高い健康水準の確保を目指し、少子化や高齢化に対応した長期的、包括的な保健医療体制の整備を推進するための基本指針となるもので、県の保健医療行政の基本となる計画である。

2 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

3 計画の基本理念

「すべての県民が生き活きと安心して住み続けられる、良質な保健医療サービスが受けられる体制の確保」を基本理念とし、限られた医療資源を効果的・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った医療情報の提供や、疾病の予防から治療、リハビリテーション、介護まで、地域におけるより良質で効率的な保健医療体制の確立を目指すこととする。

4 岡山県保健医療計画策定協議会等の経緯

(令和5年)

3月27日 第1回策定協議会（策定方針、スケジュール等の説明）

7月7日 第2回策定協議会（骨子の検討）

8月31日 第3回策定協議会（素案の検討）

10月31日 第4回策定協議会（素案の決定）

11月21日～12月20日 パブリック・コメントの募集及び岡山県医師会等医療関係団体、市町村、保険者協議会等への意見聴取

(令和6年)

1月29日 第5回策定協議会（計画案の決定）

5 今後の予定

3月末 第9次岡山県保健医療計画の策定・公表

第9次岡山県保健医療計画案の概要

保健医療を取り巻く環境の変化

- 人口減少・高齢化の進展
- 医療ニーズの質・量が徐々に変化
- 生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保
- 医師の働き方改革に伴う対応



安全で安心な保健医療体制を構築するため、第9次岡山県保健医療計画を策定

計画の体系

- 《第1章》 計画の基本的事項
- 《第2章》 岡山県の保健医療の現状
- 《第3章》 保健医療圏（一次・二次・三次保健医療圏）
- 《第4章》 基準病床数
- 《第5章》 地域医療構想

《第6章》 医療提供体制の整備

- 安全・安心な医療の提供
- 医薬分業の定着支援
- 外来医療に係る医療提供体制の確保

《第7章》 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

- 医療法で定める5疾病
- 医療法で定める6事業及び在宅医療等

《第8章》 地域保健医療・生活衛生対策の推進

- 臓器移植・造血幹細胞移植医療対策
- 感染症対策
- 難病対策
- 健康危機管理対策
- 医薬安全対策
- 生活衛生対策

《第9章》 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進

- 健康増進
- 母子保健
- 学校保健
- 職域保健
- 高齢者支援
- 心身障害児（者）支援
- 発達障害児（者）支援
- 歯科保健
- 保健所の機能強化
- 健康づくりボランティアの育成

《第10章》 保健医療従事者の確保と資質の向上

- 医師
- 歯科医師
- 薬剤師
- 看護職員
- その他の保健医療従事者

《第11章》 地域保健医療計画

- 県南東部保健医療圏
- 県南西部保健医療圏
- 高梁・新見保健医療圏
- 真庭保健医療圏
- 津山・英田保健医療圏

《第12章》 計画の推進体制と評価の実施

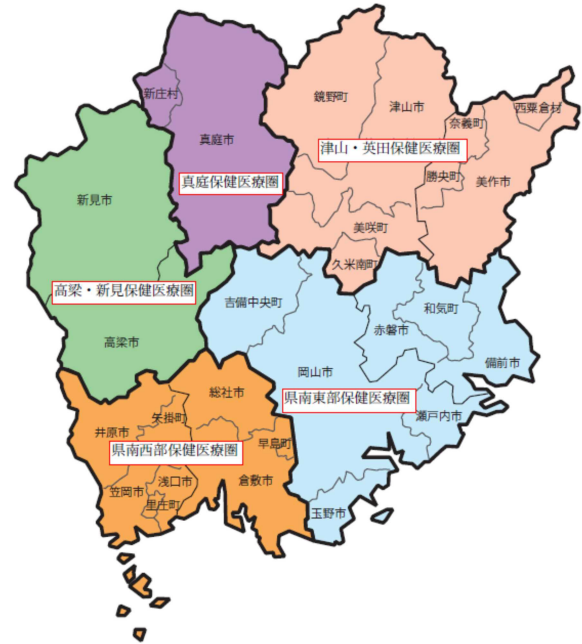
保健医療圏

保健医療圏は、保健医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能分化と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るための地域的単位です。
二次保健医療圏については、従来どおりの5圏域としています。

二次保健医療圏	構成市町村	人口(人)
県南東部	岡山市、玉野市、備前市 瀬戸内市、赤磐市 和気町、吉備中央町 7市町(5市2町)	905,945
県南西部	倉敷市、笠岡市、井原市 総社市、浅口市、早島町 里庄町、矢掛町 8市町(5市3町)	690,613
高梁・新見	高梁市、新見市 2市	54,329
真庭	真庭市、新庄村 2市村(1市1村)	42,011
津山・英田	津山市、美作市、鏡野町 勝央町、奈義町 西粟倉村、久米南町 美咲町 8市町村(2市5町1村)	169,114
合計	27市町村 (15市10町2村)	1,862,012

岡山県二次保健医療圏設定図

令和6(2024)年4月1日現在



(資料：岡山県毎月流動人口調査(令和4年10月1日現在))

基準病床数

基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置を図ることを目的として、医療法第30条の4第2項第17号の規定により定めるものです。

本計画で定められた基準病床数に基づき、いわゆる病床過剰地域における病院の開設、増床若しくは病床の種別の変更、又は診療所の病床の設置若しくは増床に関して、知事は、必要がある場合には、それぞれの行為の中止等の勧告を行います。

病床区分	保健医療圏	基準病床数	既存病床数(※)
療養病床及び一般病床	県南東部保健医療圏	9,635	9,865
	県南西部保健医療圏	7,311	7,803
	高梁・新見保健医療圏	447	628
	真庭保健医療圏	434	466
	津山・英田保健医療圏	1,609	1,770
精神病床	県全域	3,931	5,119
感染症病床	県全域	26	26
結核病床	県全域	37	115

※既存病床数は、令和6年3月1日時点における令和6年4月1日の見込み

第9次岡山県保健医療計画案のポイント

－ 5 疾病6事業及び在宅医療等における主な施策の方向 －

がん	<ul style="list-style-type: none"> 多様な相談に対応するための相談体制の質の向上 ライフステージに応じ、必要な情報を正しく入手するための情報を提供 	災害時医療	<ul style="list-style-type: none"> 平時での訓練等を通じた「顔の見える関係」づくり 災害時での地域医療機能の継続に向けた体制整備
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> 診療の地域格差の解消、均てん化に向けたデジタル技術の活用も含めた連携体制の構築 	へき地医療	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関、市町村等と連携したへき地勤務医の確保 地域の実情に応じたオンライン診療等の活用の促進
心筋梗塞等	<ul style="list-style-type: none"> 診療の地域格差の解消、均てん化、急性期医療機関からの円滑な診療の確保のための、デジタル技術の活用も含めた連携体制の構築 	周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> 医師の働き方改革への対応、機能分化・連携等による持続的な体制構築 市町村を含めた母子保健・福祉関係者等との連携による母子に対する切れ目のない支援体制の整備
糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> 予防と早期発見に向け、糖尿病等の発病や、重症化予防等の必要性を啓発 糖尿病患者の医療環境充実に向け、全県的な医療連携体制の構築を推進 	小児医療	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への普及啓発による家庭での看護力の強化、救急医療の適正受診の推進 #8000(小児救急電話相談)の活用拡大、応答率の把握、対応の質の向上
精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医療機関の偏在に対応するため、地域医療の連携体制の構築推進（ICT技術の活用等） 精神患者の地域移行・定着に向け、アウトリーチ（訪問支援）提供体制を整備 	新興感染症	<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症患者の入院に必要な医療を提供する体制整備（病床確保）に向け、医療機関等と協定を締結 新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能整備（発熱外来）に向け、医療機関と協定を締結
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> 医師の働き方改革等に対応するため、救急医療機関ごとの役割分担と相互連携を通じた救急医療体制の整備 	在宅医療等	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療ニーズの増加、多様化に対応するための、包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築